

■ 都市計画法第53条許可申請(概要説明)

○概要

都市計画施設又は土地区画整理事業の計画(予定)区域内に建築物を建築する場合は、都市計画法第53条の許可申請が必要です。これは、都市計画として決定された計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するためのものです。

○許可が必要な区域と許可基準

区 域		許 可 基 準
都市計画施設	都市計画道路	以下の要件に該当し、かつ、容易に移転、除却することができるもの。 ・階数:2階以下で、かつ、地階を有しないこと 注)小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設置する場合は以下の2つの要件を満たしてください。(2階建ての建築物に限る) ・物置等の最高の内法高さ1.4m以下 ・その水平投影面積がその存する部分(2階床面積)の床面積の2分の1未満 (通達 平成12年6月1日建設省住指発第682号より)
	都市計画公園	
土地区画整理事業(予定区域)		・構造:木造、鉄骨造・コンクリートブロック造等 注)鉄筋コンクリート造は不可 ◆次のものは、容易に移転、除去できるとは認め難い。 大規模な建築物(ボウリング場等)、数寄をこらした建築物、一部が許可基準外の構造の建築物 ※鉄筋コンクリート造の浄化槽は地階扱いとなるため、許可できません。

○該当となる土地区画整理事業

- ①鳥山土地区画整理事業 ②飛行場跡土地区画整理事業 ③宝泉南部土地区画整理事業の一部

※東矢島、宝泉南部(一部除く)、尾島東部、太田駅周辺は、事業認可を受け、施行中のため都市計画法第53条の許可には該当しません。(→土地区画整理法第76条)

○申請から許可までに要する期間

概ね1週間程度(申請から休日を除き中5日)

○問い合わせ先

太田市都市計画課

T E L:0276-47-1839

F A X:0276-47-1883

Eメール:030300@mx.city.ota.gunma.jp

住 所:〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号